

# 第188回港まちづくり協議会会議

日時：令和6年7月22日（月）17時30分～

場所：Minatomachi POTLUCK BUILDING

---

## 議題

---

1. 公募型プロポーザル事業の事業者募集【議決あり】
2. 事業計画検討シート【報告】
3. その他
  - (1) 広報
  - (2) ボートピアの売上報告
  - (3) 他自治体補助・助成事業一覧
  - (4) コミュニティサポート事業  
（みなと祭の動画撮影）
  - (5) アssenブリッジ・ナゴヤ会場借用依頼
  - (6) WEB 公開資料の確認

## 第 187 回会議 (2024 年 6 月 17 日開催) の結果について

### ■ 公募型プロポーザル事業の方向性

- 事業の概要や今後の見通し等について確認した上で、審議の結果、案の通り承認された。また、今後の進め方については事務局に一任されることが確認された。

### ■ 次年度事業計画作成の流れ

- 計画作成の流れや今後の見通し等について確認した上で、審議の結果、案の通り承認された。また、今後の進め方については事務局に一任されることが確認された。

### ■ 令和 6 年度事業について

- 各事業の概要や今後の見通し等について確認した上で、審議の結果、案の通り承認された。また、今後の進め方については事務局に一任されることが確認された。

### ■ その他

- 小神会長より、コミュニティサポート事業の中で、港区役所の安否確認訓練の案内チラシ配布へ協力をする旨が報告された。
- 総務局・鶴田氏より、ボートピア売上及び今後の見通し等、昨年度の名古屋市要望事業の決算について報告があった。
- 事務局より、令和 6 年 6 月 11 日に協議会ニュースの第 202 号が発行された旨が報告された。また、ポットラック新聞かわら版第 76 号が発刊された旨が報告された。
- 事務局より、松本委員が辞任され、現時点で同委員を推薦していた学区連絡協議会からの他の推薦者の選定が難しいため、欠員とする旨が報告された。書道教室を運営する森氏の展示協力依頼があり、了承した旨が報告された。
- 観光文化交流局より、アッセンブリッジ・ナゴヤ関連の会議や打ち合わせに、港まちポットラックビル借用の依頼があり承認した旨が報告された。
- 次回の協議会は 7 月 22 日 (月) 17 時 30 分～港まちポットラックビルにて開催されることが確認された。

以上

## 令和6年度 港まちづくり協議会 アートや音楽等による事業の考え方

### 1 事業目的

港まちづくり協議会（以下「協議会」という。）は、アートや音楽等を活用し、芸術文化の力を取り入れたまちづくりの推進を目指している。

### 2 協議会の対象区域

協議会がまちづくりの対象としている区域（以下「港まち」という。）は、下記の名古屋市港区西築地学区を中心とした港周辺地区である。

- ① 名古屋市港区入船一丁目・二丁目
- ② 名古屋市港区千鳥一丁目・二丁目
- ③ 名古屋市港区西倉町
- ④ 名古屋市港区浜一丁目・二丁目
- ⑤ 名古屋市港区港町
- ⑥ 名古屋市港区名港一丁目・二丁目
- ⑦ 名古屋市港区港楽三丁目・港栄四丁目の一部

### 3 港まちポットラックビル

- (1) 協議会が活動拠点としている港まちポットラックビル（以下「ポットラックビル」という。）の使用条件は、以下を原則とする。（使用料は無償とする。）

会場	休館日	開館時間
ポットラックビル3階 エキシビションスペース (約100㎡)	日・月曜・祝日及び 令和6年12月28日 ～令和7年1月3日	午前11時～午後7時 ただし、前後30分を準備 や片付けの時間として使 用できる

- (2) 電気代は請求しないが、月額8万円を超える場合は、協議により受注者に負担を求める場合がある。
- (3) 使用終了後は、原状復旧すること。
- (4) ポットラックビル1階西側壁ギャラリー(約14㎡)、ポットラックビル2階(約80㎡)及びスーパーギャラリー(約10㎡)は、事務局との協議により使用できる場合がある。（使用料は無償とする。なお、スーパーギャラリーは2月1日以降のみ使用可能。）

### 4 業務の考え方

- (1) ポットラックビル3階エキシビションスペースを活用した企画を実施する。
- (2) ポットラックビル3階エキシビションスペースを履行期間の3分の2程度は活用すること。（残りの3分の1程度は事業の準備期間とする。）
- (3) 港まちをフィールドにして、地域資源を活用した企画を実施してもよい。
- (4) 次の事項に留意すること。
  - ア 港まちのまちづくりに資する企画とする。
  - イ アートや音楽に限らず、芸術を広くとらえることも可能とする。
  - ウ ポットラックビルを多くの人を訪れる場とする企画とすること。
  - エ 入場料無料の企画とする。
  - オ 地域住民が参加することのできる企画を盛り込むこと。

(5) チラシやインターネットを活用した広報を実施する。

※ 協議会は、企画に応じてチラシを 3,000～10,000 部制作している。

※ 協議会も、HP/SNS を活用して情報発信する。

## 5 その他

協議会は、別に次の事業を実施しているので、企画が重複しないように留意すること。

### ① みなとまちコンチェルト

コーディネーターと演奏家を派遣し、地域と協働でコンサートを企画し実施する。

### ② みんなとまちの音楽室

西築地コミュニティセンターにピアニストが月 3 回ほど滞在し、地域の方が自由に音楽を楽しめる場をつくる。

### ③ みなと A GO GO!

地域に関わるアーティストの方やお店の方などにホストになっていただき、港まちならではの魅力的な「ヒト・モノ・コト」を探訪するミニツアー等を実施する。まち歩きを主としたプログラムで計 6～8 回程度予定。

### ④ つくるを集めて まちをひらく

地域の方が制作した作品を集めた展示をポットラックビル 2 階で開催する。会期中には出展者の方たちに会場に集まっていただき、作品についてお話する会や着物をリメイクしたファッションショー&コンサートを実施する。

### ⑤ ポットラックバザール

様々なアーティストを招く「港まちブロックパーティー」を、月に一度開催される「みなと土曜日」とともに開催する。令和 5 年度は「アーティスト×港まち」として、ミュージシャンと小学生、幼稚園児とクラシック奏者による歌と演奏や、歌手の歌で踊る盆踊りなどを実施。

### ⑥ 港まちアートブックフェア

本を中心に、アーティストやデザイナーなど、様々なクリエイターが手がける作品や活動を紹介し、鑑賞者が製作者と直に出会う場を作る。

令和6年度 港まちづくり協議会  
「アート等関連事業実施・運營業務委託」に係る公募型プロポーザル応募説明書

1 業務の概要

- (1) 業務名 アート等関連事業実施・運營業務委託
- (2) 事業目的 港まちづくり協議会（以下「協議会」という。）では、アートや音楽等を活用し、芸術文化の力を取り入れたまちづくりの推進を目指している。
- (3) 業務内容 港まちポットラックビルを中心としたアートや音楽等によるまちづくりの推進事業を行う。（別紙「アートや音楽等による事業の考え方」参照）
- (4) 履行期間 令和6年10月1日～令和7年3月8日
- (5) 提案上限金額 4,000,000円
- (6) 参加資格 過去7年以内に、参加者（入場者）数1,000人以上の芸術・文化イベントの企画・運営等を実施したことがあること。
- (7) 業務実施上の条件
  - ア 全体を総括する担当者は、必ず提出者の組織に所属していること。
  - イ 協議会の承認を経た上で、業務の一部を再委託することを認めるが、主たる部分を再委託してはならない。

2 事務局

〒455-0037 名古屋市港区名港一丁目19番23号  
港まちポットラックビル 港まちづくり協議会事務局  
TEL：052-654-8911 FAX：052-654-8912  
E-mail：info@minnatomachi.jp

3 提出書類の作成並びに記載上の留意事項

- (1) 提出書類
  - ア 参加表明書（様式第1）
  - イ 提案書（様式第2）
- (2) 提案書の作成及び記載上の留意事項
  - ア プロポーザルは、事業者の創造性・技術力・経験等を審査して事業者を選定する方式である。提案書の内容は、基本的な考え方や事業内容などを文章で簡潔に記載すること。なお、文章を補完するための最小限の写真やイラスト、イメージ図は挿入することができる。
  - イ 会社名が特定できるような表示や表現は一切行なわないこと。
- (3) 参加表明書等の無効  
提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は、無効とすることがある。

#### 4 参加表明書及び提案書の提出方法、提出場所、提出期限

##### (1) 参加表明書

- ア 提出方法 電子メールによること。(PDF データによること。また、必ず到着を確認すること。)
- イ 提出場所 2 に同じ
- ウ 提出期限 令和 6 年 8 月 9 日(金)午後 5 時 00 分

##### (2) 提案書

- ア 提出方法 電子メールによること。(PDF データによること。また、必ず到着を確認すること。)
- イ 提出場所 2 に同じ
- ウ 提出期限 令和 6 年 9 月 13 日(金)午後 5 時 00 分

#### 5 参加表明書及び提案書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問は、電子メールによること。(必ず到着を確認すること。)なお、文書には、担当窓口の部署、氏名、電話、FAX 番号及び電子メールアドレスを併記すること。

ア 質問の受付場所：2 に同じ

イ 質問の受付期間：令和 6 年 7 月 23 日(火)午前 10 時 00 分から令和 6 年 8 月 2 日(金)午後 5 時 00 分まで

- (2) 質問に対する回答は、令和 6 年 8 月 8 日(木)までに質問者に対して、電子メールにより行うほか、協議会のウェブサイトに掲載する。

- (3) 現場確認を希望する場合は、下記のとおり申し込むこと。

ア 現場確認の申込場所 2 に同じ

イ 現場確認の期間 令和 6 年 7 月 23 日(火)午前 10 時 00 分から提案書の提出期限の前日まで。日時は協議会が指定する。

#### 6 審査委員会及び審査方法

##### (1) 審査委員会

事業候補者の選定に係る審査は、協議会会長が委嘱した委員により組織された「港まちづくり協議会事業に係るプロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)が行う。

- (2) 審査は、提案書及びヒアリングによる審査により行う。

審査委員会は、13 の「提案書の評価基準」に基づいて審査を行い、事業候補者 1 者及び次点 1 者を選定する。

##### (3) ヒアリング

ア 場 所 港まちポットラックビル

イ 日 程 令和 6 年 9 月 23 日(月) 午前

ウ 出席者 総括担当者(提案書で指定する者)を含む 4 名以内とする。なお、原則として総括担当者の代理の出席は認めない。

エ 説明資料は、提出された提案書に記載された文章、イメージ図等に限定し、追加資料の配布は禁止する。ただし、提案書に記載された文章、イメージ図等の範囲内

であれば、拡大図やパワーポイントを使用しての説明は認める。プロジェクター及びスクリーンは協議会で用意するが、出力用のパソコンは参加者で用意すること。なお、提案書に記載された文章、イメージ図等以外の資料を使用して説明がなされた場合、当該提案書を無効とすることがある。

オ ヒアリングに出席しない場合は、受注意志がないものとみなして選定の対象としない。ただし、病気、交通機関の事故等真にやむを得ない理由で出席できないと判断される場合はこの限りではない。

カ スケジュール 1者あたり25分（説明10分、質疑応答15分）  
指定時刻は後日通知する。指定時刻10分前に、港まちポットラックビルの所定の待機場所に集合すること。

## 7 契約について

当プロポーザルの事業候補者とは、協議会が随意契約を締結する予定である。

## 8 費用負担

参加表明書及び提案書の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。

## 9 非選定理由に関する事項

提案書の提出者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由(非選定理由)を書面によって、協議会から通知する。

## 10 失格

次の各号に該当する者は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした者。
- (2) 提出期間内に参加表明書及び提案書を提出しなかった者。
- (3) 本プロポーザルに関し、不誠実な行為を行なった者。
- (4) 事業候補者決定前までに、審査委員会の委員に対し、事業候補者選定に関して自己に有利になることを目的として、接触等の働きかけを行った者。
- (5) 提案上限金額を超える提案をした者。

## 11 その他

### (1) 参加表明書及び提案書の取扱い

ア 著作権は、提案者に帰属することとする。

イ 事業候補者の提案書は、一部を公表する場合がある。その際、協議会は提案書の全部または一部を無償で使用できるものとする。

ウ 提出された提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。

エ 提出された参加表明書及び提案書は返却しない。

オ 著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを提案書に使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

- (2) 参加表明書及び提案書の提出後は、原則として参加表明書及び提案書に記載された内容の変更を認めない。また、提案書に記載した総括担当者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、協議会の了解を得た上で、同等以上の者を配置しなければならない。
- (3) 参加表明書及び提案書の作成のために協議会から受領した資料は、協議会の了解なく公表、使用してはならない。
- (4) すべての事業終了後、審査委員会の評価を受けるため、事業実施報告書（様式は任意）を提出するものとする。
- (5) 部分払いあり。契約時に協議をして決めるものとする。

## 12 提案書のテーマ

別紙「アートや音楽等による事業の考え方」を前提条件として、下記のテーマに対する提案を、文書で簡潔に記入すること。

テーマ	アートや音楽等を活用した港まちの活性化
-----	---------------------

(主旨) これまで協議会では、地域の少子高齢化などの課題解決のため、地域の方のために通う場所や話題を増やし、地域外の方にはこの地域の取り組みやまち自体に興味を持って関わっていただけるよう取り組んできた。これに加えて、地域との関わりを高め、さらなる創造的な取り組みを期待するもの。

## 13 提案書の評価基準

提案書の評価項目、判断基準及び評価点は以下のとおりである。

評価項目	判断基準	評価点
経験と実績	・同種・類似業務の実績から総合的に判断	30
実施体制	・提案内容に対して実施体制は適切か	20
企画内容	・地域との関わりを意識し、港まちのまちづくりに資する企画内容であるか	50
	・提案内容に創造性があるか	50
	・実現性がある提案になっているか（見積り内容は適切か）	20
取組み意欲	・ヒアリングによる評価	30
合計		200



(様式第1)

令和6年 月 日

(あて先)  
港まちづくり協議会

(提出者) 所在地  
商号又は名称  
代表者  
役職・氏名

## 参 加 表 明 書

業務名称 アート等関連事業実施・運営業務委託

令和6年度 港まちづくり協議会の表記の業務について、説明書を十分理解し内容について承諾のうえ、公募型プロポーザルの参加を表明するとともに提案書を提出します。

なお、当社は参加資格の条件を満たしていること並びに本書及び提案書の記載事項は真実と相違ないことを誓約します

(記入担当者)  
会社名(所属)  
氏名  
電話番号  
FAX番号  
E-mail

(様式第2)

令和6年度 港まちづくり協議会  
「アート等関連事業実施・運營業務委託」に係る  
公募型プロポーザル  
【 提案書 】

(提出者)

住 所

事務所名

代表者名

担当者名

電 話

印

1 会社概要

本社、本店の所在地		電話番号	
愛知県内における支店、営業所の所在地		電話番号	

2 総括担当者の氏名等

①氏名		② 生年月日	年 月 日 ( 才)
③所属・役職			
④実務経験	実務経験 ( 年)		

3 業務実績

4 テーマ

5 見積書

別紙のとおり

## 提案書作成要領

提案書の作成方法は、応募説明書の記載によるほか以下による。

### 1 会社概要

用紙のサイズは、A4 縦とする。

### 2 総括担当者の氏名等

実務経験は、類似業務の実務経験年数を記載すること。

### 3 業務実績

(1) 用紙のサイズは A4 (様式自由、片面刷りで 4 枚以内) とする。

(2) 同種・類似業務の概要を簡潔に記載すること。(写真等の掲載は可とする。) そのうち 1 件以上は参加者 (入場者) 数 1,000 人以上のイベントとする。

(3) 同種・類似業務とは、平成 29 年度以降 (過去 7 年間) に業務を完了した芸術・文化イベントを指す。

(4) それぞれ業務名・業務完了年月日・発注者・請負金額・受注形態 (元請か下請か)・イベント名・実施場所・参加者 (入場者) 数を記載すること。

(5) (4) が分かる契約書の写し (該当部分のみ) を添付すること。(参加者 (入場者) 数 1,000 人以上の芸術・文化イベント 1 件のみ。サイズは A4 とする。)

(6) 指定の範囲であればレイアウトは自由とするが、主文は 12 ポイント以上とし、見やすい表現に心がけること。

### 4 テーマ (事業提案)

用紙のサイズは A4 (様式自由、片面刷りで 10 枚以内) とする。

### 5 見積書

(1) 用紙のサイズは A4 とする。

(2) 「4 テーマ」の提案事項ごとに内訳を作成すること。

### 6 作成に当たっての注意事項

提出後は、提案書の差替え又は再提出は認めない。(協議会から指示があった場合を除く。)

## 令和6年度 港まちづくり協議会 定期市等の考え方

### 1 事業目的

次の視点によるまちづくりを目指す。

- (1) 定期市を通じたコミュニケーションの活性化
- (2) 地域商店街の振興
- (3) 地域の空き家対策
- (4) 地域への新たな人材の取り込み

### 2 事業実施の対象区域

- (1) 事業実施の対象とする区域（以下「港まち」という。）は、事業の実施により活性化を期待する、下記の名古屋市港区西築地学区を中心とした港周辺地区とする。
  - ① 名古屋市港区入船一丁目・二丁目
  - ② 名古屋市港区千鳥一丁目・二丁目
  - ③ 名古屋市港区西倉町
  - ④ 名古屋市港区浜一丁目・二丁目
  - ⑤ 名古屋市港区港町
  - ⑥ 名古屋市港区名港一丁目・二丁目
  - ⑦ 名古屋市港区港楽三丁目・港栄四丁目の一部
- (2) 定期市は、築地口商店街及び江川線沿いの周辺エリア（別図参照）の区域（以下「定期市エリア」という。）を中心に実施すること。（この区域を越えて実施してもよい。）

### 3 業務の実施場所に関する使用条件

- (1) 使用条件は、以下のとおり。

区分	定期市	サポート企画
場所	定期市エリア	港まち
期間	毎月第2土曜日	履行期間内
時間	1回につき3~4時間程度	1回につき1~3時間程度

- (2) 荒天の場合は、定期市を中止にする場合がある。

### 4 業務の考え方

- (1) 西築地学区にある商店街振興組合等と連携して定期市を毎月1回（毎月第2土曜日に）実施すること。
- (2) 定期市とは別に、1 事業目的(2)~(4)を達成するためのサポート企画を2回以上実施すること。
- (3) チラシやインターネットを活用した広報を実施すること。
  - ※ 協議会は、企画に応じてチラシを3,000~10,000部制作している。
  - ※ 協議会も、HP/SNSを活用して情報発信する。
- (4) 定期市への出店料は徴収できるものとする。（上限3,000円までとする。）
- (5) 参加料は原則無料とするが、材料費等の実費相当額を徴収する場合は、港まちづくり協議会の了承を得るものとする。
- (6) 原則、警察、消防及び保健所への申請業務を行うこと。なお、申請に要する経費は委託料に含める。
- (7) 事業終了後は、原状復旧を行うものとする。

別図



令和6年度 港まちづくり協議会  
「定期市の開催等運營業務委託」に係る公募型プロポーザル応募説明書

1 業務の概要

- (1) 業務名 定期市の開催等運營業務委託
- (2) 事業目的 次の視点によるまちづくりを目指す。
  - ア 定期市を通じたコミュニケーションの活性化
  - イ 地域商店街の振興
  - ウ 地域の空き家対策
  - エ 地域への新たな人材の取り込み
- (3) 業務内容 江川線を始めとする港まちエリアで、定期市を中心に、商店街の振興と地域コミュニティの活性化を図る事業を実施する。(別紙「定期市の考え方」参照)
- (4) 履行期間 令和6年11月1日～令和7年3月8日
- (5) 提案上限金額 1,148,000円
- (6) 参加資格 過去7年以内に、1日あたりの参加者(入場者)数500人以上のイベントの企画・運営等を実施したことがあること。
- (7) 業務実施上の条件
  - ア 全体を総括する担当者は、必ず提出者の組織に所属していること。
  - イ 協議会の承認を経た上で、業務の一部を再委託することを認めるが、主たる部分を再委託してはならない。

2 事務局

〒455-0037 名古屋市港区名港一丁目19番23号  
港まちポットラックビル 港まちづくり協議会事務局  
TEL : 052-654-8911 FAX : 052-654-8912  
E-mail : info@minnatomachi.jp

3 提出書類の作成並びに記載上の留意事項

- (1) 提出書類
  - ア 参加表明書(様式第1)
  - イ 提案書(様式第2)
- (2) 提案書の作成及び記載上の留意事項
  - ア プロポーザルは、事業者の創造性・技術力・経験等を審査して事業者を選定する方式である。提案書の内容は、基本的な考え方や事業内容などを文章で簡潔に記載すること。なお、文章を補完するための最小限の写真やイラスト、イメージ図は挿入することができる。
  - イ 会社名が特定できるような表示や表現は一切行なわないこと。
- (3) 参加表明書等の無効  
提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は、

無効とすることがある。

#### 4 参加表明書及び提案書の提出方法、提出場所、提出期限

##### (1) 参加表明書

ア 提出方法 電子メールによること。(PDF データによること。また、必ず到着を確認すること。)

イ 提出場所 2 に同じ

ウ 提出期限 令和 6 年 8 月 9 日(金)午後 5 時 00 分

##### (2) 提案書

ア 提出方法 電子メールによること。(PDF データによること。また、必ず到着を確認すること。)

イ 提出場所 2 に同じ

ウ 提出期限 令和 6 年 9 月 13 日(金)午後 5 時 00 分

#### 5 参加表明書及び提案書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問は、文書により行い(書式自由、ただし A4 判とする。)、持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法によること。(持参以外の場合は、到着又は着信を確認すること。)なお、文書には、担当窓口の部署、氏名、電話、FAX 番号及び電子メールアドレスを併記すること。

ア 質問の受付場所：2 に同じ

イ 質問の受付期間：令和 6 年 7 月 23 日(火)午前 10 時 00 分から令和 6 年 8 月 2 日(金)午後 5 時 00 分まで

(2) 質問に対する回答は、令和 6 年 8 月 8 日(木)までに質問者に対して、電子メールにより行うほか、協議会のウェブサイトに掲載する。

(3) 現場確認を希望する場合は、下記のとおり申し込むこと。

ア 現場確認の申込場所 2 に同じ

イ 現場確認の期間 令和 6 年 7 月 23 日(火)午前 10 時 00 分から提案書の提出期限の前日まで。日時は協議会が指定する。

#### 6 審査委員会及び審査方法

(1) 審査委員会 事業候補者の選定に係る審査は、協議会会長が委嘱した委員により組織された「港まちづくり協議会事業に係るプロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)が行う。

(2) 審査は、提案書及びヒアリングによる審査により行う。

審査委員会は、13 の「提案書の評価基準」に基づいて審査を行い、事業候補者 1 者及び次点 1 者を選定する。

(3) ヒアリング

ア 場 所 港まちポットラックビル

イ 日 程 令和 6 年 9 月 23 日(月) 午前

ウ 出席者 総括担当者(提案書で指定する者)を含む 4 名以内とする。なお、原



則として総括担当者の代理の出席は認めない。

エ 説明資料は、提出された提案書に記載された文章、イメージ図等に限定し、追加資料の配布は禁止する。ただし、提案書に記載された文章、イメージ図等の範囲内であれば、拡大図やパワーポイントを使用しての説明は認める。プロジェクター及びスクリーンは協議会で用意するが、出力用のパソコンは参加者で用意すること。なお、提案書に記載された文章、イメージ図等以外の資料を使用して説明がなされた場合、当該提案書を無効とすることがある。

オ ヒアリングに出席しない場合は、受注意志がないものとみなして選定の対象としない。ただし、病気、交通機関の事故等真にやむを得ない理由で出席できないと判断される場合はこの限りではない。

カ スケジュール 1者あたり 25分（説明 10分、質疑応答 15分）

指定時刻は後日通知する。指定時刻 10分前に、港まちポットラックビルの所定の待機場所に集合すること。

## 7 契約について

当プロポーザルの事業候補者とは、協議会が随意契約を締結する予定である。

## 8 費用負担

参加表明書及び提案書の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。

## 9 非選定理由に関する事項

提案書の提出者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面によって、協議会から通知する。

## 10 失格

次の各号に該当する者は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした者。
- (2) 提出期間内に参加表明書及び提案書を提出しなかった者。
- (3) 本プロポーザルに関し、不誠実な行為を行なった者。
- (4) 事業候補者決定前までに、審査委員会の委員に対し、事業候補者選定に関して自己に有利になることを目的として、接触等の働きかけを行った者。

## 11 その他

### (1) 参加表明書及び提案書の取扱い

ア 著作権は、提案者に帰属することとする。

イ 事業候補者の提案書は、一部を公表する場合がある。その際、協議会は提案書の全部または一部を無償で使用できるものとする。

ウ 提出された提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。

エ 提出された参加表明書及び提案書は返却しない。

オ 著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを提案書に使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

- (2) 参加表明書及び提案書の提出後は、原則として参加表明書及び提案書に記載された内容の変更を認めない。また、提案書に記載した総括担当者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、協議会の了解を得た上で、同等以上の者を配置しなければならない。
- (3) 参加表明書及び提案書の作成のために協議会から受領した資料は、協議会の了解なく公表、使用してはならない。
- (4) すべての事業終了後、審査委員会の評価を受けるため、事業実施報告書を提出するものとする。
- (5) 部分払いあり。契約時に協議をして決めるものとする。

## 12 提案書のテーマ

別紙「定期市の考え方」を前提条件として、下記のテーマに対する提案を、文書で簡潔に記入すること。

テーマ	地域に根差した定期市
-----	------------

(主旨) 店舗の閉店により、地域が買い物に困るようになり、地域のコミュニケーションの場も減少してきた。定期市を開催し、サポート企画を実施することで、商店街の振興と地域コミュニティの活性化を図る。

## 13 提案書の評価基準

提案書の評価項目、判断基準及び評価点は以下のとおりである。

評価項目	判断基準	評価点
経験と実績	・同種・類似業務の実績から総合的に判断	30
実施体制	・提案内容に対して実施体制は適切か	20
企画内容	・港まちのまちづくりに資する企画内容であるか	60
	・提案内容に創造性があるか	40
	・実現性がある提案になっているか（見積り内容は適切か）	20
取組み意欲	・ヒアリングによる評価	30
合計		200

(様式第1)

令和6年 月 日

(あて先)  
港まちづくり協議会

(提出者) 所在地  
商号又は名称  
代表者  
役職・氏名

## 参 加 表 明 書

業務名称 定期市の開催等運營業務委託

令和6年度 港まちづくり協議会の表記の業務について、説明書を十分理解し内容について承諾のうえ、公募型プロポーザルの参加を表明するとともに提案書を提出します。

なお、当社は参加資格の条件を満たしていること並びに本書及び提案書の記載事項は真実と相違ないことを誓約します

(記入担当者)  
会社名(所属)  
氏名  
電話番号  
FAX番号  
E-mail

(様式第2)

令和6年度 港まちづくり協議会  
「定期市の開催等運営業務委託」に係る  
公募型プロポーザル  
【 提案書 】

(提出者)

住 所

事務所名

代表者名

担当者名

電 話

印

1 会社概要

本社、本店の所在地		電話番号	
愛知県内における支店、営業所の所在地		電話番号	

2 総括担当者の氏名等

①氏名		② 生年月日	年 月 日 ( 才)
③所属・役職			
④実務経験	実務経験 ( 年)		

3 業務実績

4 テーマ

5 見積書

別紙のとおり

## 提案書作成要領

提案書の作成方法は、応募説明書の記載によるほか以下による。

### 1 会社概要

用紙のサイズは、A4 縦とする。

### 2 総括担当者の氏名等

実務経験は、類似業務の実務経験年数を記載すること。

### 3 業務実績

(1) 用紙のサイズは A4 (様式自由、片面刷りで 4 枚以内) とする。

(2) 同種・類似業務の概要を簡潔に記載すること。(写真等の掲載は可とする。) そのうち 1 件以上は参加者 (入場者) 数 500 人以上のイベントとする。

(3) 同種・類似業務とは、平成 29 年度以降 (過去 7 年間) に業務を完了したイベントを指す。

(4) それぞれ業務名・業務完了年月日・発注者・請負金額・受注形態 (元請か下請か)・イベント名・実施場所・参加者 (入場者) 数を記載すること。

(5) (4) が分かる契約書の写し (該当部分のみ) を添付すること。(参加者 (入場者) 数 500 人以上のイベント 1 件のみ。サイズは A4 とする。)

(6) 指定の範囲であればレイアウトは自由とするが、主文は 12 ポイント以上とし、見やすい表現に心がけること。

### 4 テーマ

用紙のサイズは A4 (様式自由、片面刷りで 10 枚以内) とする。

### 5 見積書

(1) 用紙のサイズは A4 とする。

(2) 「4 テーマ」の提案事項ごとに内訳を作成すること。

### 6 作成に当たっての注意事項

提出後は、提案書の差替え又は再提出は認めない。(協議会から指示があった場合を除く。)

## 港まちづくり協議会事業に係る公募型プロポーザル方式による事業者選定要綱

### (趣旨)

第 1 この要綱は、港まちづくり協議会事業において、最も適した事業者を選定するために、公募型プロポーザル方式による事業者選定を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 この要綱において、提案公募事業とは、地域住民等により西築地学区のまちづくりに資する提案を受けて実施する事業をいう。

### (プロポーザル審査委員会)

第 3 港まちづくり協議会会長（以下「会長」という。）は、プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するものとする。

2 審査委員会は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 事業者の選定基準（評価項目の設定、配点、評価方法及び事業者選定の決定方法）の審議に関すること

(2) 事業者選定のための審査に関すること

3 審査委員会の専門委員は、まちづくりに精通し、公平かつ中立な立場を堅持できる者のうちから適当と認めた者を、会長が委嘱する。

4 審査委員会の地域委員は、港まちづくり協議会から推薦を受けた者を、会長が委嘱する。

5 審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

### (実施方式)

第 4 事業者選定の審査は、第 7 で定める提案書による審査（以下「審査」という。）により行う。

2 事業者選定に参加を希望する者は、会長に参加表明書を提出するものとする。

3 会長は、参加表明書を提出した者に提案書を提出させるものとする。

4 審査委員会は、提案書を提出した者のうちから、本件業務に最も適する者及び次点の者を選定するものとする。ただし、提案公募事業については、予算の範囲内で、複数の事業者を順位の高い順に選定できるものとする。

5 審査委員会は、審査に必要な場合、提案書を提出したものに対して、ヒアリングを実施することができる。

6 提案公募事業の参加者に対して、審査委員会からアドバイスがあった場合、参加者は、これに基づいて提案書を修正するものとする。

7 審査委員会は、審査の結果について、審査講評をとりまとめ、会長に報告するものとする。

### (評価基準等の設定)

第 5 審査委員会は、あらかじめ審査の評価基準を定めておくものとする。

2 評価基準の設定に当たっては、評価分野を設定し、当該分野ごとに評価項目、

評価基準及びその配点を設定する。

- 3 審査委員会は、あらかじめ最低基準点を定め、この点に達しない者は事業者として選定しないものとする。

(掲示内容)

第 6 会長は、事業者選定に参加を希望する者を募るため、次に掲げる事項を掲示するものとする。

- (1) 本件業務名、業務内容及び履行期限
- (2) 参加資格
- (3) 審査方法及び評価基準
- (4) 提案書の作成方法に関する説明書及び事業者選定に関する説明書の交付期間、場所及び方法
- (5) 参加表明書及び提案書の提出期限、場所及び方法
- (6) 提案書の提出期限、場所及び方法
- (7) 問い合わせ先
- (8) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第 7 提案書の内容は、次に掲げる事項について、審査委員会が定めるものとする。

- (1) 同種又は類似業務の実績（提案公募事業は除く。）
- (2) 業務の実施体制
- (3) 保有する職員数（法人の場合に限り、提案公募事業は除く。）
- (4) 本件業務に関連する提案
- (5) 見積書及びその内訳

(その他)

第 8 この要綱に定めるもののほか、公募型プロポーザル方式による事業者選定を実施するにあたり必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 月 日から施行する。



## 港まちづくり協議会事業に係るプロポーザル審査委員会運営基準

### (目的)

第 1 この基準は、港まちづくり協議会事業に係る公募型プロポーザル方式による事業者選定要綱（令和 6 年 月 日施行。以下「要綱」という。）第 3 第 5 項に基づき、港まちづくり協議会会長が設置するプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

### (委員の任期)

第 2 審査委員会の委員（以下「委員」という。）の任期は、会長が委嘱した期間とする。

### (審査委員会の定数)

第 3 審査委員会の定数は 5 人とする。そのうち専門委員の定数は、3 人とする。

### (委員長)

第 4 審査委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総理し、議長として審査委員会の議事を運営する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する者がその職務を代理する。

### (会議)

第 5 審査委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 審査委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決すところによる。

4 委員長は、必要と認めるときは、審査委員会に委員以外の者の出席を求め、説明を聴くことができる。

5 審査委員会は、緊急を要する場合は、持ち回りによって要綱第 3 第 2 項各号に掲げる事務を行うことができる。

### (委員の除斥)

第 6 委員は、要綱第 3 第 2 項各号に掲げる事項に関し、自己又は 3 親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(守秘義務)

第 7 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

(謝金等)

第 8 委員の謝金は、審査委員会への出席 1 回につき 12,300 円とする。

2 委員が行う審査のための現地調査等に対する謝礼は出席 1 回につき 10,000 円とする。

3 委員の旅費は、謝金に含まれるものとする。ただし、愛知県外からの旅行については、別に実費を支給するものとする。

4 謝金は委員会等開催の都度、これを支給する。

(事務局)

第 9 審査委員会の事務局は、港まちづくり協議会事務局におく。

(その他)

第 10 この基準に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 月 日から施行する。

次年度（令和7年度）事業計画検討シート

氏名（ ）

事業名	事業目的	事業内容	説明	順位	ご意見	
港まちづくり協議会執行事業	○ 心地よく安心な港まちで暮らす	(1)楽しく学び実践するみなとまちBOSAI	1 みなとまちBOSAI	防災・減災まちづくりとして、教育機関・周辺企業と連携したAED実習や、幼稚園での防災人形劇の開催、グラウンドゴルフ大会と同時に防災イベントを実施するなど楽しみながら防災意識を育めるイベントを実施しています。（約104万円）		
		(2)暮らしの豊かさを育むコミュニティ活動	1 子育て事業	未就学児の親子や、子育て世代、子育てで悩む親御さんたちの居場所づくりとして、令和4年度からは、多世代の集まるみなと土曜日などのイベント時に託児を行なっています。（約60万円）		
			2 みなとまちガーデンプロジェクト	江川線沿いに設置されているコミュニティガーデンの維持管理をしています。ハーブのお手入れ、季節の花の植替えなど、一般参加日を儲け、ガーデニングのできるコミュニティとしての機能を持たせて運営しています。（約70万円）		
	3 コミュニティサポート		西築地学区で起こる団体さんのお困りごとをサポートする事業です。西築地学区のHP作成や、トワイライトスクールへのアーティスト派遣を実施しています。（約75万円）			
	(3)港まちならではの空間の有効活用	1 既存港まち文庫充実	好きな場所で好きに読書のできる環境の整備を目的に、現在は、小中学校、トワイライトスクール、港まちポットラックビルに文庫を設置しています。港まちポットラックビル設置の書籍は、一覧をWEBで公開しています。（約15万円）			
		2 旧防潮壁の修景	西築地小学校6年生とアーティストが旧防潮壁に壁画を描くプロジェクト。6年生にとっては卒業制作の意味合いがあり、壁画制作前に2回の講座を実施し様子を動画で記録しています。（約89万円）			
		3 定期市の開催	毎月第2土曜日に屋外で定期市を開催し、学区さん・商店街さんのイベントと同時開催の取り組みも行っていきます。チャレンジを受け入れるマーケットとして、出店のしやすさやボランティアの育成、ゆくゆくは地域への出店者が生まれることを目指しています。（約275万円）			
	△ 魅力的でにぎやかな港まちに集う	(1)地域の特色を活かしたにぎわいづくり	1 地蔵盆祭り	例年8月に小学校で開催し、地域内外から盆踊りやステージなど大人から子どもまで楽しめる踊り納めのイベントです。（約123万円）		
			2 ポットラックバザール	毎月第2土曜日に開催される「みなと土曜日」と、アッセンブリッジ・ナゴヤ主催の音楽やアートを楽しむ「港まちブロックパーティ」を同時開催するイベントです。みなと土曜日では築地口商店街道路に人工芝を敷き、幅広い年齢が対象のワークショップを行っています。（約229万円）		
			3 みなと A GOGO!	港まちのモノ・コト・ヒトを紹介するミニツアー。港まちにゆかりのあるアーティストやクリエイターをホストに迎え、少人数制のプログラムを通年企画しています。（約57万円）		
		(2)アート&音楽を活用したまちづくり	1 アート関連事業（3階とスーパーギャラリーの活用）	まちを訪れる方を増やし、地域の方には様々な方との交流の機会を設けるため、港まちポットラックビルの3階や、スーパーギャラリーなどで、ブックフェアなどの展示と、体験ワークショップ、トークイベントなどを実施しています。（約630万円）		
			2 スーパーギャラリーの運営	公設市場横の空きスペースを利用して路面ギャラリーを運営しています。広報誌「かわら版」や、アート作品などの様々な展示やイベントを行っています。（約15万円）		
3 音楽事業			小さなクラシックコンサートや演奏家の滞在など音楽を通して交流の場作りを行っています。コミュニティセンターやまちの各所に幼稚園児から大人まで様々な世代の方が集まり、生演奏の音楽や楽器に触られる機会を設けています。（約84万円）			
(3)ガーデン埠頭と連携したエリア帯のにぎわいづくり		1 回遊性を意識した賑わいイベント	地域の回遊を目指し、港まちにある個性豊かなお店や施設の情報を記載したまち歩きマップや飲食店を集めた冊子の作製などを行っています。（約28万円）			

次年度（令和7年度）事業計画検討シート

氏名（ ）

事業名	事業目的	事業内容	説明	順位	ご意見	
港まちづくり協議会執行事業	(1) 港まち内外の人々をつなぐ情報発信	1 ホームページ運営費	団体の取り組みを紹介するため、ホームページの追加・修正・更新を行っています。（約31万円）			
		2 協議会ニュース発行費	港まちづくり協議会の活動について地域の皆様をはじめ、多くの方々に知っていただくための機関誌として「港まちづくり協議会ニュース」を発行しています。（約43万円）			
		3 事業報告書作成費	2種類の報告書をWEBで公開しています。1、全ての事業を写真と文章でレポートしています。2、年度の特徴的な事情をひとつ特集しています。（約67万円）			
		4 まちの魅力発信「ポットラック新聞・ポットラック新聞かわら版」	港まちで起こっているさまざまなことをお伝えする2種類の広報誌。全国のみなさまに向けて年に数回発行している「ポットラック新聞タブロイド」と、港まち限定で毎月発行している「ポットラック新聞かわら版」の2種類を発行しています。（約218万円）			
	(2) 港まちに呼び込む新たな風を	1 提案公募によるまちづくり事業	港まちのまちづくりに寄与するアイデアの提案を受け、こども食堂や手芸を通じた場づくりなど、提案者自身に企画を運営していただいています。（約285万円）			
		2 調査検討事業	さまざまな課題の事業化を検討するために事業を実施しています。これまでに街路樹の今後を考える検討会や、空き家対策の事業、ビジョンの検討を行ってきました。（約123万円）			
	(3) 人づくりを軸にした協働まちづくり	1 2階の活用	体操や踊りの開催場所として、地域の方を優生して2階奥の貸し出しを行っています。港まちのリサーチ結果やまちに関する展示などを手前で実施しています。（約71万円）			
	【新規提案事業名】		【説明】			
	【新規提案事業名】		【説明】			
	名古屋市依頼事業	緑政土木局	江川線樹木等の維持管理の充実	江川線街路樹の剪定や除草などの維持管理の充実や、みなとまちガーデンプロジェクトとの連携、街路樹ワークショップの成果を今後の展開に反映していくものです。（710万円）		
総務局		名古屋みなと祭りの警備に関する補助金	みなと祭りの警備を充実するものです。（200万円）			
観光文化交流局		アッセンブリッジ・ナゴヤ以降のプログラムの提供	アッセンブリッジ・ナゴヤの成果を継承し、芸術家育成事業に主眼を置いたプログラムを提供するものです。R6は税関港寮を使用し開放日を設けています。（75万円）			
			港まちの活性化に直接寄与するプログラムを提供するものです。R6はまち協事業と合同開催の「港まちブロックパーティー」などを実施してもらいます。（139万円）			
住宅都市局		港橋広場公園の噴水等の稼働	平成23年度に港まちづくり協議会の要望を受けて改修された噴水等の稼働を確保するものです。（20万円）			
		賑わいを広げる「エリアリノベーション」の促進	有効活用し切れていない既存建物を活用して回遊性や賑わいを広げる「エリアリノベーション促進事業」を西築地エリアで実施するものです。（予算なし要望のみ）			
教育委員会	西築地小学校の環境教育施設の維持管理	平成23年度に港まちづくり協議会の要望を受けて設置された環境教育施設が令和4年に壊れ現在使用を中止しています。修理の検討や防災時に改修する案が出ましたが合意には至らず令和5年度は要望なしとなりました。				